

事務連絡
令和3年5月21日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

地方公共団体における公共工事の施工の時期の平準化に関する取組の
「見える化」の実施及びこれを踏まえた更なる取組の推進について

公共工事の施工の時期の平準化（以下「平準化」という。）については、令和元年6月、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）が改正され、地方公共団体は、入札契約適正化法第17条に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）において定める平準化を図るための方策について必要な措置を講ずるよう努めることとされたことを受けて、これまで、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和元年10月21日付け総行行第215号・国土入企第26号）等により、各地方公共団体に対して平準化に関する取組について速やかな実施を要請してきたところです。

また、総務省及び国土交通省は、昨年度より全ての地方公共団体における平準化の進捗状況及び施策の取組状況について公表する「見える化」を実施し、また、国土交通省においては、取組の遅れている団体に対して個別ヒアリングを実施するなど、各地方公共団体の平準化の推進に向けた取組を開始したところです。

このたび、「令和2年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査」の結果を踏まえ、直近の各地方公共団体における平準化の進捗状況及び施策の取組状況について、別添1～3のとおり、「見える化」して公表することといたしましたので送付いたします。また、取組の一層の推進を図るよう、入札契約適正化法第20条第2項に基づき、地方公共団体に対して別紙1のとおり要請しましたので、参考までに送付いたします。

なお、今回の「見える化」の実施や今後のロードマップにおいては、別紙2のとおり、地域の元請建設企業から寄せられた声を踏まえ、「見える化」の対象工事について請負金額500万円以下の工事を対象に追加することや工事規模別の平準化率についても見える化するなどデータの充実を図るとともに、今後、人口10万未満の市に対しても個別働きかけを実施するなど取組強化を図ることとしております。



貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。

別添1 [地方公共団体における平準化の状況（平準化率・取組状況の「見える化」概要）](#)

別添2 [（参考2）地方公共団体ごとの規模別・平準化率の状況](#)

別添3 [地方公共団体における平準化の状況 - 平準化率・取組状況の「見える化」（道府県・市区町村別一覧）](#)

別添1～別添3は下線をクリックしてご覧ください

総行行第 1 6 2 号
国不入企第 8 号
令和 3 年 5 月 2 1 日

各都道府県担当部局長 殿
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会事務局長 殿
（議会事務局扱い）
各指定都市担当部局長 殿
（財政担当課、契約担当課扱い）
各指定都市議会事務局長 殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局行政課長
（公印省略）

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
（公印省略）

地方公共団体における公共工事の施工の時期の平準化に関する
取組の「見える化」を踏まえた更なる取組の推進について（要請）

公共工事の施工の時期の平準化（以下「平準化」という。）については、令和元年 6 月、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 2 7 号。以下「入札契約適正化法」という。）が改正され、地方公共団体は、入札契約適正化法第 1 7 条に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 1 3 年 3 月 9 日閣議決定）において定める平準化を図るための方策について必要な措置を講ずるよう努めることとされたことを受けて、これまで、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和元年 1 0 月 2 1 日付け総行行第 2 1 5 号・国土入企第 2 6 号）等により、各地方公共団体に対して平準化に関する取組について速やかな実施を要請してきたところです。

平準化が図られることは、年間を通じた工事量が安定することで公共工事に従事する者の処遇改善や、人材、資材、機材等の効率的な活用による建設業者の経営の健全化等に寄与するものであり、公共工事の発注者にとっても、公共工事の品質確保や円滑かつ適切な執行等を図る上で重要な意義を有する施策であることから、平準化の着実な推進を図るため、債務負担行為の積極的な活用、柔軟

な工期の設定、速やかな繰越手続、積算の前倒し、早期執行のための目標設定等、平準化に向けた具体的な方策（別紙1参照）を総合的に講じていただくことが重要です。

このような平準化の意義や重要性に鑑み、総務省及び国土交通省は、昨年度より全ての地方公共団体における平準化の進捗状況及び施策の取組状況について公表する「見える化」を実施し、また、国土交通省においては、取組の遅れている団体に対して個別ヒアリングを実施するなど、各地方公共団体の平準化の推進に向けた取組を開始したところです。

このたび、「令和2年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査」（以下「令和2年度入契調査」という。）の結果を踏まえ、直近の各地方公共団体における平準化の進捗状況及び施策の取組状況について、別添1～3のとおり、「見える化」して公表することといたしましたので送付いたします。

各地方公共団体におかれましては、今回の「見える化」を踏まえ、近隣の地方公共団体をはじめとした他の地方公共団体の進捗や取組状況を適宜参照の上、貴団体内の財政担当部局はもとより、農林や教育など土木以外の部局を含めた各発注担当部局が緊密な連携を図りつつ、平準化の取組についてより一層の推進に努めていただきますよう、お願いいたします。

今回の「見える化」においては、速やかな繰越の実施など、平準化に向けたそれぞれの方策について一定の進展がみられたところです。なかでも、債務負担行為については、工期が1年未満の公共工事等においてその活用が図られることが平準化の推進に寄与いたします。そのため、総務省及び国土交通省においては、交付金事業及び補助事業における平準化に資する債務負担行為の活用について「社会資本総合整備計画に係る交付金事業における施工時期の平準化に資するための債務負担行為等の活用について」（令和2年3月31日付け総行行第93号・国土入企第55号）及び「施工時期の平準化に資する年度をまたぐ適正な工期確保のための国庫債務負担行為を踏まえた債務負担行為の適切な設定等について」（令和3年4月21日付け総行行第132号・国不入企第5号）を通知し活用を推進しておりますので、これらを踏まえ、特に工期が1年未満の公共工事等における債務負担行為の一層の活用について積極的な取組を進めていただきますよう、お願いいたします。

また、平準化の観点のみならず、防災・減災、国土強靱化対策等に伴う公共事業の円滑な実施に向けた環境整備を図る観点からも、柔軟な工期設定（余裕期間制度の活用）により技術者等の効率的な活用を推進することが重要ですが、依然として未設定の団体も目立つ状況がみられることから、余裕期間制度の一層の活用についても積極的な取組に努めていただきますよう、お願いいたします。

これらに加えて、国土交通省においては、特に市町村における平準化の取組の更なる加速化を図るため、今年度は、都道府県公共工事契約業務連絡協議会と連

携した市町村への直接働きかけのほか、人口10万以上の市に加え、人口10万未満の市についても平準化の取組が遅れている団体に対して順次、個別ヒアリングを実施する予定としておりますので、更なる連携を図っていただくようよろしく申し上げます。（「令和3年度の平準化推進に向けたロードマップ」について別紙2参照）

また、地方公共団体が自ら平準化の実態を管理し改善につなげられるよう、令和2年度入契調査より「平準化統一フォーマット」を導入し、約1,500の団体において活用いただいたところです。平準化統一フォーマットでは、簡易な入力作業で平準化率や月別の工事発注件数等の管理のほか、発注見通しなどを踏まえた平準化のシミュレーションを行うことが可能となっており、特に市区町村における平準化の取組に資することが期待されるため、今後実施する令和3年度の入契調査においては全国の市区町村においてその活用を普及し、平準化率の見込みの試算や管理、見込みを踏まえた発注計画の策定などに活用していただくことを予定しておりますので、御協力の程よろしく申し上げます。

各都道府県においては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。以下同じ。）における平準化の取組が推進されるよう、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨を周知願います。

なお、本通知は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第20条第2項に基づく要請であることを申し添えます。

債務負担行為の活用 (さ)

- 債務負担行為を活用して複数の年度にまたがる契約を行うことにより、年度当初の閑散期（4月～6月）においても工事の施工が可能になり、施工時期の平準化につながります。
- 通常、大規模な工事で工期が複数年にわたる場合は、債務負担行為を設定することにより、複数年にわたる契約が締結されますが、工期が12ヶ月未満の工事でも、債務負担行為を設定することにより、年度をまたいだ契約を行うことが可能になります。
- また、ゼロ債務負担行為※を設定することにより、次年度当初から工事に着手でき、出水期までに施工が必要な工事などへの対応が可能になります。 ※主に補正予算で、年度内に契約まで済ませるが、支払いはゼロである債務負担行為

柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用） (し)

- 余裕期間制度の活用により、例えば、受注者が工事開始日や工期末を選択しやすくなるなど、受注者は人材や資機材の調整を行いやすくなるため、工事の円滑な施工が見込まれます。

速やかな繰越手続 (す)

- 悪天候や用地の関係など、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由が発生した場合には、年度末を待つことなく、速やかに繰越手続を開始することにより、受注者は、年度内の完成を早期に見直すことができ、余裕をもって人材・資機材のやりくりを行えるようになります。

積算の前倒し (せ)

- 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に積算単価を更新するだけで速やかに発注手続を行うことができます。

早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表） (そ)

- 年度末に工期末が集中しないよう上半期（特に4～6月）の執行率（契約率）の目標を設定し早期発注を目指します。
- 発注の見通しの公表により、受注者が人材や資機材を計画的に準備でき、円滑な施工が見込まれます。

地域の元請建設企業の声の反映

○ 見える化に関する更なるデータの深掘りや業界との連携等を望む地域の元請建設企業の声を取組に反映

工事の繁閑に伴う弊害の是正を望む声

- ・ 特定時期に発注が集中しすぎ、技術者配置が困難
- ・ 気候の一番良い4～6月に仕事がなく、遊びの状態
- ・ (仕事量の偏りで) 下半期だけで一年分稼いでいる感覚がある
- ・ 社員や作業員の雇用継続が難しい。資金繰りも大変
- ・ 労務や機材の手配の都合がつかず、工期ギリギリの施工

『見える化』について更なる改善・工夫を望む声

- ・ 市町村は小規模工事も多いので、500万未満の工事も対象にして欲しい
- ・ 受注している工事規模が500万円より小さいため、平準化率に現れていない
- ・ 早期発注等は工事規模による傾向もあり、工事規模別の平準化を進めるべき
- ・ 自治体自ら平準化の実態や対策の必要性を自覚するよう促すことが肝要

発注者側の部局間連携や議会等の理解を望む声

- ・ 首長や議会議員の理解が重要。議会での繰越承認等の円滑化を促すべき
- ・ 財政部局や、発注関連部署の連携が重要で、これらの理解の増進に努めるべき

市町村に対する直接働きかけの強化を望む声

- ・ 人口10万未満の市に対しても、もっと働きかけを行って欲しい
- ・ 公契連で国と自治体が連携し始めたことは大変ありがたい。更に進めてほしい

受注者側の受注環境など、地域の業界との連携を望む声

- ・ 平準化率ありきで、設計や調整等が未了での発注がなされないようにしてほしい
- ・ 平準化率が低い自治体は地元業者の声を聴いてない。業界実態への共感が希薄
- ・ 地域の建設業界との対話を通じて業界の実態を理解して発注して欲しい
- ・ 一律の早期発注でなく、増水期等の事情を考慮し施工しやすい時期の発注を望む

平準化の『見える化』に対する一定の期待や評価

- 自治体の取組を促進するに当たって有効性を評価する声
 - ・ 平準化率の低い団体が努力するようになったと感じる
 - ・ 平準化が発注者責務であるとの自覚を広める上で効果的
 - ・ 隣接市町村の状況が見え、職員の意識改革につながる
- 建設業者による活用が期待
 - ・ 取組の進捗を指摘できるためありがたい
 - ・ 地元自治体の状況を他市町村と比較でき、実態把握に有効
 - ・ 自治体との意見交換や要望等に活用したい

現場の声を踏まえた取組改善の方向性

- 入契調査で請負金額500万円以下の工事も対象に調査し、見える化に反映
- 「見える化」に当たって、工事規模別の平準化率についても見える化
- 自治体自ら実態を管理し、主体的に作業を行えるよう統一フォーマットを導入

- 総務省・議長会と連携して、市議会議員や町村議会議員等に対して周知
- 農林や病院等、土木部局以外の関係部局との連携推進(先進事例の水平展開)

- 「見える化」を踏まえ、人口10万未満の市に対する個別働きかけを開始
- 統一フォーマットを全国の市町村に普及、市町村ごとの『平準化カルテ』を作成(市町村だけでなく、地元業界とも実態を共有)

- 自治体と地域の建設業団体との意思疎通の促進(受発注者の意見交換等の実施を促進)(国土強靱化等の円滑な施工確保の取組の一環として要請)
(令和3年1月29日、総務省自治行政局長、国土交通省不動産・建設経済局長通知で地方公共団体に要請)